

申込時によくあるお問い合わせ

No.	項目		記入の際の注意事項
1	申込時	応募後、事情が変わって面接試験を辞退したい場合は、どうしたらよいですか。	応募を辞退する場合は、要項記載問合せ先「公益財団法人東京都教育支援機構（03-5989-1636）」まで必ずお電話ください。 手続きについて、ご案内をさせていただきます。
2	申込時	応募に係る申請内容の不備に気付きました。申請内容を変更できますか。	要項記載問合せ先「公益財団法人東京都教育支援機構（03-5989-1636）」に電話連絡の上、電子申請の内容の変更手続きをしてください。
3	応募資格	応募の資格に年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。
4	応募資格	取得見込みの資格も認められますか。	認められません。認められるのは、申込書提出時に取得済みかつ有効なもののみです。
5	申込区分 申込書等の提出	令和8年度補充任用候補者です。どちらの様式を提出すればよいですか。	令和8年度に任用の実績がない方は、要項6(1)選考区分「ア 公募による任用」の対象となります。
6	申込区分 申込書等の提出	一昨年度勤務しており、その後事情があり退職しました。どちらの様式を提出すればよいですか。	令和8年度に任用の実績がない方は、要項6(1)選考区分「ア 公募による任用」の対象となります。
7	申込書等の提出	応募が完了したか確認できますか。	電子申請の受付の確認メールを送信していますので、申請時に登録したメールアドレスにメールが届いているか確認をしてください。
8	資格を証する書類	公認心理師と臨床心理士の資格を持っています。両方の証明書が必要ですか。	申込書に記入したいいずれかの証明書を提出してください。
9	資格を証する書類	公認心理師に合格しましたが、公認心理師登録証が届いていません。	合格後、登録証が届いていない場合は、合格証の写し又は登録書の申込書の写しで仮受付をします。あくまでも仮受付ですので、登録証が届き次第、コピーを公益財団法人東京都教育支援機構に送付してください。
10	資格を証する書類	臨床心理士の資格期限が切れて申請中です。どうしたらよいですか。	応募資格を確認できる書類は、面接を受験するまでに必ずご用意いただく必要があります。申込期日までに提出いただくことが原則となりますので、期日を超過する場合には、必ず提出見込の時期を申請フォームに記載してください。
11	申込書等の提出	申込期日までに申請が間に合わない。どうしたらよいですか。	10月15日（木）までに電子申請を行ってください。申請方法が分からない場合には、要項記載問合せ先「公益財団法人東京都教育支援機構（03-5989-1636）」にお問合せをお願いします。
12	配置校の決定	島しょ地区に所在する学校への勤務はありますか。	配置先は要項8(1)配置校等に記載のとおりです。合格後の意向調査において、島しょ地区に所在する学校への勤務について確認し、実際に勤務を依頼する場合は事前に相談します。

13	勤務条件	島しょ地区に在所する学校の勤務形態はどのようなものですか？	概ね「勤務当日に移動（始発の船又は飛行機）若しくは前日に移動（前日の夜に出発する夜行船）➡到着次第勤務➡島しょにて宿泊➡翌日の始発の船又は飛行機で帰宅」となります。 ※従事者の居住地や島しょの学校所在地により対応が異なることがあります。
14	勤務条件	島しょ地区に在所する学校の勤務の場合、出勤経路は船や飛行機どちらでも選択できますか。	原則、船で行くことになっています。ただし、勤務時間の確保の観点で学校側からの要請等でやむを得ない場合は、飛行機が認められることがあります。
15	勤務条件	島しょ地区に在所する学校の勤務の場合、宿泊が必要になると聞きました。宿泊費は出ますか。	都が負担（令和8年度の上限額は21,000円）します。なお、宿泊先は東京都教育委員会の定める条件の場所となります。
16	勤務条件	自動車通勤は可能ですか。	原則禁止です。（ただし、特別な事情がある場合等は、配置校決定後に別途検討します。）